

鳥取県補助金等審査会（鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査委員会）運営要綱

（目的）

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業の適切な執行に資するため、鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和3年5月31日付第202100054062号鳥取県福祉保健部長通知。以下「農業分野等チャレンジ支援事業補助要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、鳥取県補助金等審査会（鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査委員会）（以下「審査委員会」という。）を運営する。

（審査委員会の権能）

第2条 審査委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的内容は、農業分野等チャレンジ支援事業補助要綱第4条の規定により補助金の交付を希望する者から提出された事業実施計画書の内容の農業分野等チャレンジ支援事業補助要綱第2条に規定する交付目的との適合性の審査とする。

（委員）

第3条 委員は、調査審議する事項に関し、知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員は5名以内とする。

（組織）

第4条 審査委員会は、議長及び委員4名以上で構成する。

2 前項の委員の選任は、前条の規定により任命された委員の中から、調査審議する案件の内容・地域性等を考慮して鳥取県福祉保健部長（以下「部長」という。）が行う。

（会議）

第5条 審査委員会の会議は、部長が招集し、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が議長となる。

2 部長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 審査委員会は、議長及び委員4名以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、事故その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

4 会議の議事は、議長を除く出席者の過半数で、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則（令和3年5月31日決裁）

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。